

公示第72号
平成27年7月31日

随意契約関連品目に関する業態調査について

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
北脇 勝也

下記の第1項各号いずれかに該当する品目の業態調査については、平成27年8月31日より下記要領により行います。

記

1 対象となる調達品目

業態調査の対象は、契約内容の履行の際に次に掲げるいずれかの要件を必要とする調達です。当該品目については、業態調査により技術提携に関する契約書、該当法令に関する許認可証等又は、その他の書類等（以下、「証明資料」という。）を確認し、当該要件に該当する者が一者であることを確認できた場合、事後の調達においては、原則として随意契約による調達を行います。

- (1) その締結に際し、武器輸出を管理する外国政府機関の許可を必要とする外国企業からのライセンス実施権（「政府許可ライセンス」）
- (2) その締結に際し、武器輸出を管理する外国政府機関の許可を必要としない、外国企業からのライセンス実施権（「民民ライセンス」）
- (3) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣（以下、「経産大臣」という。）の許可または第3条に規定する経産大臣に対する届出（「事業法」）
- (4) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経産大臣の許可（「武等法」）

2 業態調査への協力に関する依頼及び回答

業態調査を実施する場合は、別紙様式第1を基準とする様式により、当該要件に該当すると見込まれる企業等に対して依頼しますので、内容等を確認の上、別紙様式第2（1部）により原則として10日以内にご回答下さい。

3 業態調査結果の通知

前項により、業態調査への協力（証明資料の提出等）について「協力可能」とご回答頂いた件に関しては、証明資料による確認等の後、業態調査の結果を書面により通知します。

4 変更等が生じた場合の申し出

前項により、業態調査の結果が「適」であった旨を通知済の件について、その後、関連する要件（外国企業との技術提携又は、該当法令に関する許認可等）の内容に変更が生じた場合（変更が生ずることが見込まれる場合も含む。）は、別紙様式第3（2部）により速やかに申し出て下さい。

5 その他

- (1) 業態調査の結果が「適」であった旨の通知書面は、今後の契約締結について必ずしも保証するものではありません。
- (2) 提出頂いた証明資料の写し等、業態調査に協力を頂いた企業等の情報は、原則として関連業態調査のみに使用し、他への流用は行いません。
- (3) 詳細については、契約課各班までお問い合わせ下さい。

埼玉県狭山市稲荷山2-3

航空自衛隊第3補給処調達部契約課（搭載班、地上班、部品班）

電話(04)2953-6131 内線 3351～3353

- 添付書類： 1 別紙様式第1「業態調査協力依頼書」
2 別紙様式第2「業態調査依頼に対する回答書」
3 別紙様式第3「業態調査実施済品目に関する証明書類等の変更等申出書」

住 所
会 社 名
代表者名

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
○ ○ ○ ○

業態調査協力依頼書

標記について、この度、下記のとおり業態調査を実施することとなりました。
つきましては、ご多忙中のところ大変恐縮ではありますが、貴社のご協力を賜りたいと
存じます。

記

- 1 業態調査品目
別紙のとおり
- 2 依頼内容
業態調査品目の契約を実施する際の必要要件に関する以下の証明資料の提出等（細
部は、別紙をご参照下さい。）
 - 外国政府による許認可に係るライセンス契約書及びこれに関連する取引契約等の契
約書又は、これらに代わる公的書類等その他
 - 外国企業との取引契約等の契約書又は、これらに代わる公的書類等その他
 - 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）に規定する、事業の許可証又は届
出書及び製造（修理）方法に関する認可証
 - 武器等製造法（昭和28年法律第145号）に規定する許可書
- 3 回答要領
原則として、本依頼書の発簡日から10日以内に、公示第72号（平成27年7月
31日）別紙様式第2「業態調査依頼に対する回答書」（1部）によりご回答下さい。
- 4 その他
細部ご不明点等ありましたら、以下までお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）
航空自衛隊第3補給処
調達部契約課 ○○契約班（担当者名）
TEL：04-2953-6131（内線○○○○）

添付書類：別紙「業態調査品目表」

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

業態調査依頼に対する回答書

業態調査への協力依頼の件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 業態調査協力依頼書番号
通知番号契第 号 (年 月 日)
- 2 業態調査への協力可否
 可 (証明資料に関して可能な対応 (※以下から選択))
 写しの提出 (別添のとおり)
 以下の「業態調査協力依頼書」に関する回答書に添付し、既に提出済
通知番号契第 号 (年 月 日)
 提示
 閲覧 (場所:)
 否 (理由 (※以下から選択))
 社内規定により社外への開示が一切できないため。
 該当する技術提携又は許認可を有していないため。
 その他 ()

3 技術提携等の概要 (※作成例)

1	技術提携の対象となる装備品及び構成品又は役務等	装備品名	AN/AAA-123
		対象構成品・役務の名称等	※「全構成品」、「A-123」、「A-456」以外の構成品、「保守維持」等
		適用機種等	F-15J
2	外国政府による許認可等の状況	国名	米国
		政府機関名	国務省
		許可番号等	MA-1234-10
		期間又は終期	
		根拠法令等	ITAR
3	技術提携等の状況	備考	
		国名	米国
		技術提携先	〇〇 Company
		期間又は終期	
		技術の概要	製造及び修理
		備考	

※記載要領等

1. 第2項「業態調査への協力可否」は、該当する項目にチェック☑を入れて下さい。
2. 第3項「技術提携の概要」は、外国企業とのライセンスに係る場合のみ記入してください。
(該当しない場合の回答書は、第3項を抹消した様式で作成いただいで差し支えありません。)
3. 複数の品目及び技術提携について回答いただく場合、上記の表を別紙で作成して下さい。
4. この様式の使用時は、この「記載要領等」を含め、不要な記述を削除の上で作成して下さい。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
会 社 名
代表者名

業態調査実施済品目に関する証明書類等の変更等申出書

標記の件について、下記のとおり変更等の内容を申し出ます。

記

- 1 関連する業態調査結果通知書の番号・日付
通知番号契第 号 (年 月 日)
- 2 変更等の内容
 外国企業との技術提携に関する事項
()
 法令等に基づく許認可等に関する事項
()
 その他
()
- 3 その他

分支担当官	管理課長	課長	班長	担当

変更内容等確認結果通知書

上記の内容について確認した結果を以下のとおり通知します。

- 貴社については、
- 引き続き、必要な要件を満足する企業等であることが確認できました。
 - 必要な要件を満足する企業等であることが確認できませんでしたので、上記「1」の業態調査結果通知を無効とします。

通知番号契第 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
○ ○ ○ ○

※記載要領等

1. 2「変更等の内容」は、該当する区分にチェックの上、変更内容を記述して下さい。本欄のみでは変更内容の記述欄として不足する等の場合は、別紙とすることも可能です。
2. 現在の技術提携期間等が、現に契約締結が見込まれる調達の納期（履行期限）の到来前に満了を迎えるものに関する、当該技術提携期間の更新意思を有する等の旨の申し出についても、本様式により行うことが出来ます。
3. 必要に応じ、証明資料（ライセンス契約書、許認可証等）の写しの添付等をして下さい。
4. この様式の使用時は、この「記載要領等」を含め、不要な記述を削除の上で作成して下さい。